

生活習慣病保障プラン <無配当医療保障保険(団体型)>

〈保険契約者〉富士フィルムビジネスイノベーション株式会社
 〈引受保険会社〉大樹生命保険株式会社

別冊 P61～64 の「特に重要なお知らせ(契約概要)」「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご加入にあたっての留意点」を必ずご確認ください。

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
本人・配偶者	×	P61～64

制度の特徴

◎所定の生活習慣病による入院(1泊2日以上)と手術を保障

所定の生活習慣病とは、**ガン・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患**です。



◎所定の三大疾病と診断されたときに一時金100万円保障

所定の三大疾病とは、**ガン・急性心筋梗塞・脳卒中**です。



お取扱い内容

加入資格	健康で正常に勤務されている富士フィルムビジネスイノベーション、富士フィルムビジネスイノベーションジャパン・関連会社の役員・従業員、および健康で正常に日常生活を営んでいるその配偶者で2025年4月1日現在、以下に該当する方。 本人 ：15歳6か月超69歳6か月以下(昭和30年10月2日～平成21年10月1日生まれ)の方。 配偶者 ：満18歳以上69歳6か月以下(昭和30年10月2日～平成19年4月1日生まれ)の方。 ※一旦加入すれば、その後病気になるかれても、原則として、加入資格を満たす限り同額以下の保障額で継続できます。
配偶者の加入	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者とは、公的医療保障制度(健康保険)の加入者で、かつ、本人と同一戸籍の方です。 ●配偶者のお申込みにあたっては、被保険者となることへの同意および本人の加入が必要です。 ●夫婦ともに本人加入資格を満たす場合には、それぞれ本人資格として加入してください。配偶者としての加入はできません。 ●配偶者は本人の加入する口数を超えることはできません。
責任開始期(加入日)	●2025年4月1日
受取人	<ul style="list-style-type: none"> ●各給付金の受取人は配偶者も含めて本人(主契約の被保険者)となります。 ※本人の給付金支払いに際し、提出された診断書上に対象となる傷病名が記載されていれば、本人が了解している(告知を受けている)ものとして本人に各給付金をお支払いします。 【代理請求人について】 ●三大疾病診断給付金については、本人に請求できない特別な事情がある場合、本人があらかじめ指定した代理請求人が給付金を請求することができます。詳しくは別冊「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」に記載しておりますのでご確認ください。
脱退	<ul style="list-style-type: none"> ●退職(死亡含む)された場合には、当制度から脱退していただきます。 ●本人が脱退(死亡含む)された場合には、配偶者も同時に脱退となります。 ●脱退された場合、保険料払込期間の最終日で保障が終了します。
中途変更	●保険期間途中での加入・口数の変更・脱退(退職した場合を除く)はお取扱いできません。
保険料の払込方法	●4月分給与より引き取り開始、以降毎月給与より引き取ります。
税法上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●お申込みいただいた保険料は介護医療保険料控除の対象となります。(所得税法第76条) ●本人(主契約の被保険者)が受け取る給付金は非課税となります。(所得税法施行令第30条) ※2024年8月現在の税制に基づく記載です。今後税制改正が行われた場合には、記載の内容と相違することがあります。個別の取扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。
制度の運営	●当パンフレット・別冊は、無配当医療保障保険(団体型)に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。

ご意向(ニーズ)確認のお願い

この保険は、所定の病気による所定の入院等の保障を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、当パンフレット・別冊(「特に重要なお知らせ(契約概要)」「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご加入にあたっての留意点)に記載されているこの保険商品の保障内容等(主に右の内容)について申込者さま全員(配偶者含む)のご意向(ニーズ)に合致しているかをご確認のうえ、お申込みください。

- 保障内容(目的とする給付事由が含まれていますか)
- 保険料(保険料の水準、払込方法、払込期間はニーズに合致していますか)
- 保障額(給付金額は必要な金額となっていますか)
- 保険期間(目的とする期間の保障となっていますか)
- 配当金(配当金のない商品です。ニーズに合致していますか)

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の抱えるリスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご確認ください。

金融庁の**公的保険ポータル**はこちら



保障内容と月払保険料(概算)

保障内容	加入対象	本人・配偶者		
		1口プラン	3口プラン	5口プラン
<生活習慣病入院給付金> 所定の生活習慣病(*1)で入院をしたとき(1泊2日からの入院1日あたり)	口数	1,000円	3,000円	5,000円
<生活習慣病手術給付金> 所定の生活習慣病(*1)で所定の手術を受けたとき(手術の種類に応じて1回につき)		4・2・1万円	12・6・3万円	20・10・5万円
<三大疾病診断給付金> 所定の三大疾病と診断されたとき(*2)(一時金でお支払い)		100万円	100万円	100万円
保険年齢	生年月日	月払保険料(概算)		
16～19歳	H17.10.2～H21.10.1	71円	113円	155円
20～24歳	H12.10.2～H17.10.1	71円	113円	155円
25～29歳	H7.10.2～H12.10.1	111円	153円	195円
30～34歳	H2.10.2～H7.10.1	208円	264円	320円
35～39歳	S60.10.2～H2.10.1	368円	444円	520円
40～44歳	S55.10.2～S60.10.1	586円	698円	810円
45～49歳	S50.10.2～S55.10.1	916円	1,088円	1,260円
50～54歳	S45.10.2～S50.10.1	1,275円	1,525円	1,775円
55～59歳	S40.10.2～S45.10.1	1,934円	2,282円	2,630円
60～64歳	S35.10.2～S40.10.1	2,920円	3,440円	3,960円
65～69歳	S30.10.2～S35.10.1	4,186円	4,938円	5,690円

*1 所定の生活習慣病とは、**ガン・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患**をいいます。

*2 所定の三大疾病(**ガン・急性心筋梗塞・脳卒中**)と診断され、所定の状態となった場合にお支払いします。

※支払事由の詳細は別冊「特に重要なお知らせ(契約概要)」(別表)【お支払い内容の詳細】をご確認ください。

また、給付金をお支払いできない場合があります。詳細は、別冊「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をご確認ください。

※上記保険料は、主契約の被保険者数(配偶者は含みません)が100～199名の場合の概算月払保険料です。

加入者数が増減した場合には保険料も変動します。正規保険料は申込締切後算出し、初回保険料より適用します。

ケガ保険

病気保険

賠償保険

長期収入

サポート

生活習慣病

保障プラン

医療保険